

二 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二 選定療養(厚生労働大臣の定めるものに限りる。)に関する、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること(厚生労働大臣の定める場合を除く。)。

(領収証等の交付)

第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理屈がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた

用に関する事項を掲示しなければならない。

5 保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(生活療養)

第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対し生活療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならぬ。

2 保険医療機関は、生活療養を行ふ場合には、次項に規定する場合を除き、生活療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するものとする。

償で交付しなければならない。ただし、法第八十七条第一項の規定による療養費（柔道整復を除く施術に係るものに限る。）、法第九十九条第二項の規定による傷病手当金、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第一百二条第一項の規定による出産手当金又は法第一百四十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

（指定訪問看護の事業の説明）

三 正当な理由がなく、療養に関する指揮に従わぬいとき。

四 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入院)

第十一条 保険医療機関は、患者の入院に関しては、療養上必要な寢具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならぬ。

二 保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、それぞれ患者を入院させなければならぬ。

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとす

（食事療養）

第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行ふに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。

2 保険医療機関は、食事療養を行ふ場合には、次項に規定する場合を除き、食事療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供するものとする。

3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて食事療養を行ふ場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行ふに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟の内、

出療養又は選定療養に関する規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならぬ。

3 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

4 保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証

を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿等の保存)

第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

(通知)

第十条 保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。

二 騙争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故

二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）と同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることとする。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。
2 第五条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載の明細書を交付しなければならない。
1 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行いうに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

5 保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(保険外併用療養費に係る療養の基準等)

をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認めた場合には、当該患者に対する利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならない。

（診療録の記載及び整備

ない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(看護)

第十一條の二 保険医療機関は、その入院患者に對して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

2 保険医療機関は、当該保険医療機関の従業者による看護を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告)

第十一條の三 保険医療機関は、厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に関する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室においては、当該分室を経由して行うものとする。

第二章 保険医の診療方針等

(診療の一般的方針) 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対し、適確な診断をもとし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

(療養及び指導の基本準則) 保険医は、診療に當つては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

第十四条 保険医は、診療にあたつては常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をしなければならない。

第十五条 保険医は、患者に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。

(転医及び対診) 保険医は、患者の疾病又は負傷が自分の専門外にわたるものであるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならぬ。

(診療に関する昭告) 第十六条の二 保険医は、その診療した患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関又は保険業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業

医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(施術の同意)

第十七条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

(特殊療法等の禁止) 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののか行つてはならない。

(使用医薬品及び歯科材料) 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験(以下「治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(診療の具体的方針) 保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(健康保険事業の健全な運営の確保) 保険医は、診療に當つては、健

所をいう。以下同じ。)に交付しなければならない。

2 医師である保険医は、訪問看護指示書に基づく、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならぬ。

(診療の具体的方針) 保険医は、後発医薬品との併用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供することによって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることが行つてはならない。

(使用医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。 (以下「後発医薬品」といふ。)の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等については、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

第一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。

第二 往診

イ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ハ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ホ ホによるほか、各種の検査は、研究的目的をもつて行つてはならない。ただし、治療に係る検査については、この限りでない。

第三 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に口治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考案をしなければならない。

二 投薬を行うに當つては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(指定訪問看護事業との関係) 医師である保険医は、患者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業

四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。) (以下「後発医薬品」といふ。)の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等については、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

2 医師である保険医は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならぬ。

(診療の具体的方針) 保険医は、後発医薬品との併用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供することによって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることが行つてはならない。

(使用医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。 (以下「後発医薬品」といふ。)の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等については、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

第一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。

第二 往診

イ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ハ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ホ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治療に係る検査については、この限りでない。

第三 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に口治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考案をしなければならない。

二 投薬を行うに當つては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(指定訪問看護事業との関係) 医師である保険医は、患者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業

所をいう。以下同じ。)に交付しなければならぬ。

2 医師である保険医は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならぬ。

(診療の具体的方針) 保険医は、後発医薬品との併用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供することによって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることが行つてはならない。

(使用医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。 (以下「後発医薬品」といふ。)の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等については、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

第一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。

第二 往診

イ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ハ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ホ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治療に係る検査については、この限りでない。

第三 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に口治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考案をしなければならない。

二 投薬を行うに當つては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(指定訪問看護事業との関係) 医師である保険医は、患者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業

四
イ　注射　　(1)　注射は、次に掲げる場合に行う。
　　(2)　特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。
　　(3)　その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。
　　(4)　内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限つて行う。
　　(5)　混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。
　　(6)　輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。
　　(7)　手術及び処置　　イ　手術は、必要があると認められる場合に行う。
　　ロ　処置は、必要の程度において行う。
　　ハ　リハビリテーション　　イ　リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。
　　ロ　入院　　(1)　入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。
　　(2)　単なる疲労回復、正常分べん又は通院の不便等のための入院の指示は行わない。
　　(3)　保険医は、患者の負担により、患者に保護された場合に行う。
　　(4)　單なる疲労回復、正常分べん又は通院の受けさせはならない。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師であ

第二十一条 歯科診療の具体的の方針

方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。

ニ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ホ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ヘ 本によるほか、各種の検査は、研究的目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りでない。

二 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を挙げることができると認められる場合は、これらに関し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。

ヘ 投薬量は、予見ができる必要期間に従つたものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三、処方箋の交付 イ、処方箋の使

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋の二回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日内とする。

ハ イ及びロによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋である場合における同号の規定の適用について、は、同号へ中「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。

四 注射

イ 注射は、次に掲げる場合に行う。

(1) 経口投与によつて胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与によつては治療の効果を期待することができないとき。

(2) 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。

(3) その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ 内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限つて行う。

二 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。

ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 処置は、必要の程度において行う。

六 歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

(1) 歯冠修復

(1) 歯冠修復は、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、歯冠修復物の維持管理に努めるものとする。

(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、代用合金を使用するものとする。ただし、前歯部の金属歯冠修復については、金合金又は白金加金を使用することができるものとする。

口 欠損補綴

(1) 有床義歯

(一) 有床義歯は、必要があると認められる場合に行う。

(二) 鋼は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。

(三) バーは、代用合金を使用する。

(2) ブリッジ

(一) ブリッジは、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、その維持管理に努めるものとする。

(二) ブリッジは、代用合金を使用する。

(3) 口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴

口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴は、必要があると認められる場合に行う。

七 リハビリテーション

リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。

七の二 居宅における療養上の管理等

居宅における療養上の管理及び看護は、療養上適切であると認められる場合に行う。

八 入院

入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。

九 通院の不便等のための入院の指示は行わない。

八 保険医は、患者の負担により、患者に保 険医療機関の従業者以外の者による看護を 受けさせてはならない。
九 歯科矯正 歯科矯正は、療養の給付の対象として行つて はならない。ただし、別に厚生労働大臣が定 める場合においては、この限りでない。 (診療録の記載)
第二十二条 保険医は、患者の診療を行つた場合 には、遅滞なく、様式第一号又はこれに準ずる 様式の診療録に、当該診療に關し必要な事項を 記載しなければならない。 (処方箋の交付)
第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合に は、様式第二号若しくは第二号の二又はこれら に準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しな ければならない。

第二十四条 保険医は、リフィル処方箋を交付する場合に は、様式第二号又はこれに準ずる様式の処方箋 にその旨及び当該リフィル処方箋の使用回数の 上限を記載しなければならない。
第二十五条 保険医は、その行つた診療に関する 情報の提供等について、保険医療機関が行 う療養の給付に關する費用の請求が適正なもの となるよう努めなければならない。 (適正な費用の請求の確保)
第二十六条 保険医は、その行つた診療に関する 情報の提供等について、保険医療機関が行 う療養の給付に關する費用の請求が適正なもの となるよう努めなければならない。 (適正な費用の請求の確保)
第二十七条 保険医は、その行つた診療に関する 情報の提供等について、保険医療機関が行 う療養の給付に關する費用の請求が適正なもの となるよう努めなければならない。 (適正な費用の請求の確保)
第二十八条 保険医は、その行つた診療に関する 情報の提供等について、保険医療機関が行 う療養の給付に關する費用の請求が適正なもの となるよう努めなければならない。 (適正な費用の請求の確保)

第二十九条 第一百四十九条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。 (読み替規定)
第三十条 第一百五十条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十一条 第一百五十二条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十二条 第一百五十四条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十三条 第一百五十六条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

第三十四条 第一百五十八条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十五条 第一百六十条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十六条 第一百六十二条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十七条 第一百六十四条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。
第三十八条 第一百六十六条に規定する支 払を受けた者については、次 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句 で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる 字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

第十健康保険事務規則	船員保険事業
の見出しを含む。	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。
- （健康保険医療養担当規程等の廃止）

2 健康保険医療養担当規程（昭和二十五年九月厚生省告示第二百三十九号）、健康保険保險業者福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第二十五条中身体障害者福祉法施行規則（昭和二十一年厚生省令第十五号）別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）様式第二号の改正規定、附則第二十二条中老人医療費支給規則（昭和四十七年厚生省令第五十三号）様式第二号の改正規定、附則第二十三条中戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五条）様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

3 この省令の施行前に、改正前の健康保険法及び船員保険法の規定による保険医等から交付された処方せんは、この省令の規定により交付された処方せんとみなす。（経過規定）

4 保険医療機関は、厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養に関して第五条の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその受領方法に関して説明を行わなければならぬ。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四五号）抄

この省令は、昭和三十六年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年一月一七日厚生省令第三九号）抄

この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一七日厚生省令第四九号）抄

この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一七日厚生省令第四八号）抄

この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四五号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第三九号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四九号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四八号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四七号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四六号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四五号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四四号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四三号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四二号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四一号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第三九号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第三八号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一〇月二八日厚生省令第三七号）

この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

第一条	（施行期日）この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十一条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第二十五条中身体障害者福祉法施行規則（昭和二十一年厚生省令第十五号）別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）様式第二号の改正規定、附則第二十二条中老人医療費支給規則（昭和四十七年厚生省令第五十三号）様式第二号の改正規定、附則第二十三条中戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五条）様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。
第二条	（施行期日）この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
第三条	（施行期日）この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
第四条	（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）

附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第四四一号）	附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六三年三月一九日厚生省令第一〇号）	附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。	この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）	附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）	附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。	この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）

附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）

附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）

附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）	附 則（昭和六〇年一月一五日厚生省令第一〇号）

子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電子資格確認」という。）に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局长（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。

一 患者が健康保険法（大正十上欄の体制の整備に係る作業が一年法律第七十号）第三条第十條に規定する電子資格確認完了する日又は（以下「電子資格確認」という。）令和五年九月三日までの間	二 保険薬剤師療養担当規則第一条によって保険医療機関及び保険薬局による療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受けられる資格があることの確認を受けることができる体制を整備すること
三 居宅における療養上の管理及びその療養の看護のみを行う保険医療機関	四 改革の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	六 その他の患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備すること
七 保険薬局	八 保険医療機関又は保険薬局

一 保険薬剤師療養担当規則第一条に規定する療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受けられる資格があることの確認を受けることができる体制を整備すること	二 新療担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条に規定するものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了してい
三 上欄の電気通信回線が整備され	四 改革の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局
五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	六 その他の患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備すること
六 保険医療機関又は保険薬局	七 保険医療機関又は保険薬局

一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合	二 電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬通信用回線（光回線に限る。）が整備され
三 居宅における療養上の管理及びその療養の看護のみを行う保険医療機関	四 第二項の届出（資料の提供）
五 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う場合	六 第二項の規定（資料の提供）
六 その他の看護のみを行う場合	七 第二項の規定（資料の提供）
七 その他の看護のみを行う場合	八 第二項の規定（資料の提供）

第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。	第一項の規定（資料の提供）
第一項の規定（資料の提供）	第一項の規定（資料の提供）

様式第一号(一)の1(第二十二条関係)

様式第一号(一)の2(第二十二条関係)

格式第一栏(一)(二)(三)(二十一)标题栏	
撰文处、原因、主要症状、体征等	处方人手写、粘贴等

様式第一号(一)の3(第二十二条関係)

様式第一号(一)の1(第二十二条関係)

様式第一号(一)の2(第二十二条関係)

様式第一号(二)の2(第二十二条関係)	
項目	記入欄
1	+
2	+
3	+
4	+
5	+
6	+
7	+
8	+
9	+
10	+
11	+
12	+
13	+
14	+
15	+
16	+
17	+
18	+
19	+
20	+
21	+
22	+
23	+
24	+
25	+
26	+
27	+
28	+
29	+
30	+
31	+
32	+
33	+
34	+
35	+
36	+
37	+
38	+
39	+
40	+
41	+
42	+
43	+
44	+
45	+
46	+
47	+
48	+
49	+
50	+
51	+
52	+
53	+
54	+
55	+
56	+
57	+
58	+
59	+
60	+
61	+
62	+
63	+
64	+
65	+
66	+
67	+
68	+
69	+
70	+
71	+
72	+
73	+
74	+
75	+
76	+
77	+
78	+
79	+
80	+
81	+
82	+
83	+
84	+
85	+
86	+
87	+
88	+
89	+
90	+
91	+
92	+
93	+
94	+
95	+
96	+
97	+
98	+
99	+
100	+
101	+
102	+
103	+
104	+
105	+
106	+
107	+
108	+
109	+
110	+
111	+
112	+
113	+
114	+
115	+
116	+
117	+
118	+
119	+
120	+
121	+
122	+
123	+
124	+
125	+
126	+
127	+
128	+
129	+
130	+
131	+
132	+
133	+
134	+
135	+
136	+
137	+
138	+
139	+
140	+
141	+
142	+
143	+
144	+
145	+
146	+
147	+
148	+
149	+
150	+
151	+
152	+
153	+
154	+
155	+
156	+
157	+
158	+
159	+
160	+
161	+
162	+
163	+
164	+
165	+
166	+
167	+
168	+
169	+
170	+
171	+
172	+
173	+
174	+
175	+
176	+
177	+
178	+
179	+
180	+
181	+
182	+
183	+
184	+
185	+
186	+
187	+
188	+
189	+
190	+
191	+
192	+
193	+
194	+
195	+
196	+
197	+
198	+
199	+
200	+
201	+
202	+
203	+
204	+
205	+
206	+
207	+
208	+
209	+
210	+
211	+
212	+
213	+
214	+
215	+
216	+
217	+
218	+
219	+
220	+
221	+
222	+
223	+
224	+
225	+
226	+
227	+
228	+
229	+
230	+
231	+
232	+
233	+
234	+
235	+
236	+
237	+
238	+
239	+
240	+
241	+
242	+
243	+
244	+
245	+
246	+
247	+
248	+
249	+
250	+
251	+
252	+
253	+
254	+
255	+
256	+
257	+
258	+
259	+
260	+
261	+
262	+
263	+
264	+
265	+
266	+
267	+
268	+
269	+
270	+
271	+
272	+
273	+
274	+
275	+
276	+
277	+
278	+
279	+
280	+
281	+
282	+
283	+
284	+
285	+
286	+
287	+
288	+
289	+
290	+
291	+
292	+
293	+
294	+
295	+
296	+
297	+
298	+
299	+
300	+
301	+
302	+
303	+
304	+
305	+
306	+
307	+
308	+
309	+
310	+
311	+
312	+
313	+
314	+
315	+
316	+
317	+
318	+
319	+
320	+
321	+
322	+
323	+
324	+
325	+
326	+
327	+
328	+
329	+
330	+
331	+
332	+
333	+
334	+
335	+
336	+
337	+
338	+
339	+
340	+
341	+
342	+
343	+
344	+
345	+
346	+
347	+
348	+
349	+
350	+
351	+
352	+
353	+
354	+
355	+
356	+
357	+
358	+
359	+
360	+
361	+
362	+
363	+
364	+
365	+
366	+
367	+
368	+
369	+
370	+
371	+
372	+
373	+
374	+
375	+
376	+
377	+
378	+
379	+
380	+
381	+
382	+
383	+
384	+
385	+
386	+
387	+
388	+
389	+
390	+
391	+
392	+
393	+
394	+
395	+
396	+
397	+
398	+
399	+
400	+
401	+
402	+
403	+
404	+
405	+
406	+
407	+
408	+
409	+
410	+
411	+
412	+
413	+
414	+
415	+
416	+
417	+
418	+
419	+
420	+
421	+
422	+
423	+
424	+
425	+
426	+
427	+
428	+
429	+
430	+
431	+
432	+
433	+
434	+
435	+
436	+
437	+
438	+
439	+
440	+
441	+
442	+
443	+
444	+
445	+
446	+
447	+
448	+
449	+
450	+
451	+
452	+
453	+
454	+
455	+
456	+
457	+
458	+
459	+
460	+
461	+
462	+
463	+
464	+
465	+
466	+
467	+
468	+
469	+
470	+
471	+
472	+
473	+
474	+
475	+
476	+
477	+
478	+
479	+
480	+
481	+
482	+
483	+
484	+
485	+
486	+
487	+
488	+
489	+
490	+
491	+
492	+
493	+
494	+
495	+
496	+
497	+
498	+
499	+
500	+

様式第二号(第一二十三条関係)

処方箋	
(この文書は、下記の用紙)	
1. お取扱い薬剤の名前 2. 薬剤の販売元 3. 薬剤の販売日 4. お取扱い薬剤の販売元 5. 薬剤の販売日	
1. お取扱い薬剤の名前	_____
2. 薬剤の販売元	_____
3. 薬剤の販売日	_____
4. お取扱い薬剤の販売元	_____
5. 薬剤の販売日	_____

様式第二号の1(第一二十三条関係)

分担割定示に係る処方箋(別紙)	
(交付申請用紙)	
1. お取扱い薬剤の名前 2. 薬剤の販売元 3. 薬剤の販売日 4. お取扱い薬剤の販売元 5. 薬剤の販売日	
1. お取扱い薬剤の名前	_____
2. 薬剤の販売元	_____
3. 薬剤の販売日	_____
4. お取扱い薬剤の販売元	_____
5. 薬剤の販売日	_____